

○ 8 番 牧瀬弥陽呂君

仲津中学校 2 年、牧瀬弥陽呂です。僕は、農家の減少と外国人定住者について、質問します。

僕は、学校で起業家プログラムというものを行いました。実際に農業に従事してみましたが、少ない人数で作業しなければならないことや、高齢化が進み、後継者がいないことを知りました。

そこで、いま日本で増えている外国人定住者が、農業に関わることができないのかと考えました。言葉や文化の問題、お金の問題など、様々な問題がみられるかもしれませんが、行橋市の農業が活性化するのではないかと思います。

僕の家近くには、荒れている田畑がたくさんあります。少しでも多く荒れた田畑が使われるようになったらいいなと考えています。このことに対して、執行部は、どのようにお考えでしょうか。

○後半議長 荒木優丞君

執行部に答弁を求めます。

市長。

○市長 工藤政宏君

牧瀬議員のご質問にお答えします。

まず、議員がおっしゃるように、日本というのは、1 次産業、農林水産業に携わる方々がどんどん減ってきている現状がございます。私自身も 1 次産業に直接関わっている人間ではございません。

こういった中で、議員がおっしゃるように、外国の方、行橋には 1 千人以上の外国籍の方々がいらっしゃいますけれども、工場に勤務されたり自営業をなさったり、様々なお仕事をされている方々がいらっしゃいます。もちろん法律にのっとって、この行橋に住み暮らしていらっしゃる外国籍の方々がいらっしゃるわけですが、こういった方々が農業でご活躍いただくというのも、これもひとつの農業人口の減少に対しては有効ではないかと考えております。

地域の一員として、まずこの外国人の方々が農業を学んで、そして耕作放棄地を活用しながらご活躍いただくということは、農業の後継者確保や耕作放棄地の解消につながる可能性があると考えておりまして、農業技術を学ぶ機会や、制度や手続きを正しく理解していただき、地域で円滑に農業が出来るよう、例えば日本語での相談体制を整えたり、地域の皆さんとの交流など、安心して地域に溶け込んで農業を続けられる環境づくりが重要であろうと思っています。

行橋市としましては、日本人・外国人を問わず、農業に意欲がある方が、安心して農業に取り組める環境づくりを進めるとともに、耕作放棄地の有効活用を図り、地域農業

の維持・発展につなげてまいりたいと考えています。

いま様々な取り組みで、それこそ議員がいらっしゃる仲津校区、新田原のほうでも果樹部会の方々、果物を育てられている方々を中心に、担い手、若い世代の方々が働きやすいような環境整備をされている、そういった活動などもされています。

また、つい先だって、全国で第2位になりましたけれども、今井祇園営農組合という所がございます。ここは、大豆をつくっているんですけども、こちらは外国籍の方ではないんですが、若い方が経営にかかわってくださって、要は比較的年配の方と若い方が一緒になって大豆の収穫量を上げたり、経営の面でも大豆の質だけでなく収穫量、そして経営の面においても非常に優秀であるということで、全国でも第2位の表彰を受けました。

こういったかたちで、今まで農業にあまり参画していなかった、あるいは段々減ってきた若者だったり担い手、そういったものを解消していくという意味で、外国人の方々の力を借りるということも有効であろうと思っております。以上です。

○後半議長 荒木優丞君

牧瀬議員。

○8番 牧瀬弥陽呂君

外国人定住者が農業に従事することが、地域の農業を守るうえで効果的であると改めて認識しました。

それでは、外国人が来日して農業の仕事をするためには在留資格が必要で、在留期間が決められると思いますが、長く従事するため、期間を延ばす制度などあるのか教えてください。

○後半議長 荒木優丞君

執行部に答弁を求めます。

市長。

○市長 工藤政宏君

お答えします。外国人定住者の在留資格には期間が定められておりまして、通常ですと、農業をするために来日しても、長くても5年間で帰国しなければならない、法律上そのようになっております。しかし、知識や経験を積んで熟練した技能を持つ人というふうに日本の国が認めれば、3年ごとに更新して長く就業できる、農業に携わることができる制度がありますので、ステップアップして日本で活躍し続けたいと思っていただけるような人材も求められております。

行橋市としましては、外国人の方が安心して農業に従事し、地域の皆様とも良好な関係を築いていただいて、そして地域で活躍できるように、国や関係機関と連携しながら必要な情報提供や支援に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○後半議長 荒木優丞君

牧瀬議員。

○8番 牧瀬弥陽呂君

外国人定住者が農業に従事することが、効果的であると改めて認識しましたが、外国人定住者が農業に従事するためには在留資格が必要で、3年置きの更新が必要だということが分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。